

意見第3号

令和6年3月22日

綾部市議会議長 種 清 喜 之 様

提出者 綾部市議会議員
片 岡 英 晃
賛成者 綾部市議会議員
安 藤 和 明
高 橋 輝

医療保険制度の抜本的改革及び財政支援の拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり綾部市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

医療保険制度の抜本的改革及び財政支援の拡充を求める意見書

医療保険制度は、高齢化の急速な進展に伴う医療費の増加等、安定運営の継続には極めて厳しい状況にある。こうした中、特に国民健康保険制度は、基礎自治体での運営には限界があり、都道府県化も進められているが、今後も国民皆保険制度を維持していくためには、医療保険制度を一本化するなど、抜本的改革が必要である。

また、その過程においては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、その運用改善や財政措置等の対策も求められる。

よって国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 国民健康保険制度と他の医療保険制度との被保険者の負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、また、負担の公平性の観点から、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化など抜本的な改革を早期に実現すること。なお、制度改革に当たっては、地方自治体の意見を十分に尊重し、新たな地方負担や保険料(税)負担が生じないよう配慮すること。
- 2 医療保険制度における給付と負担の見直しを行う場合は、必要な医療の受診抑制につながらないように、特に高齢者や低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。
- 3 国民健康保険制度については、将来にわたって持続可能な社会保障制度の確立を図るため、更なる財政支援の拡充の検討も含め、引き続き協議し、必要な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月22日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官 宛

綾部市議会議長 種 清 喜 之